

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 8 月25日

【会社名】 株式会社丸八ホールディングス

【英訳名】 MARUHACHI HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瀧口 陽夫

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番地12

【電話番号】 045-471-0808

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 日野原 和夫

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番地12

【電話番号】 045-471-0808

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 日野原 和夫

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年8月26日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号並びに第19号の規定に基づき、当社子会社の株式譲渡に関する臨時報告書を提出しておりますが、未確定であった事項が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)
 - (3) 当該異動の理由及びその年月日
異動の年月日
2. 連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく報告)
 - (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)
 - (3) 当該異動の理由及びその年月日
異動の年月日：現地政府機関の許認可を取得することが、当該異動にかかる株式譲渡契約で定められた事項の効力が発生する条件であります。従って異動の年月日については未定となっております。当該許認可の取得までには、数ヶ月を要する見込みであります。
2. 連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく報告)
 - (3) 当該事象の連結損益に与える影響額
上述のとおり、現地政府機関の許認可を取得することが、当該異動にかかる株式譲渡契約で定められた事項の効力が発生する条件であるため、株式譲渡日、G L BOWRON & CO LIMITEDが連結対象から除外される時期、特別損失金額の確定並びに業績に与える影響につきましては、未定となっております。

(訂正後)

1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)
 - (3) 当該異動の理由及びその年月日
異動の年月日：平成29年8月23日(株式譲渡日)
2. 連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく報告)
 - (3) 当該事象の連結損益に与える影響額
G L BOWRON & CO LIMITEDは、平成30年3月期第3四半期より、連結の範囲から除外されます。特別損失の金額並びに業績に与える影響につきましては現在精査中ではありますが、業績に重大な影響を与えると判明した場合には速やかに開示いたします。